

いじめから子供たちを守るために

一人じゃない みんなが、子供を守ります



① まずは、幼稚園・学校の先生に相談を！

- 子供のことで心配なこと、悩んでいることがあったら、一人で抱え込まずに、幼稚園・学校の先生に相談しましょう。幼稚園・学校では、園長・校長を中心に組織的にいじめ問題の解決を進めています。
- 家族、保護者、地域の方などに相談することも大切です。

② 都内・墨田区内の関係機関

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	9:00
児童・生徒を含む未成年者の保護者	国	24時間子供SOSダイヤル（全国統一ダイヤル） ☎0120-0-78310															
	都	ヤング・テレフォン・コーナー（警視庁） ☎03-3580-4970、東京都いじめ相談ホットライン（都教育相談センター） ☎0120-53-8288 等															
	区	教育相談室 電話相談 ☎03-3622-1120 <不登校の専門的対応>								墨田区の相談窓口（夜間いじめ相談窓口） ☎03-3622-1120（委託業者） <不登校・いじめ>							
		教育センター 総合受付 ☎03-3622-1128 ※年末年始は除く								SNS相談 （区立小4～中3） <学校生活全般>							
		子育て支援総合センター ☎03-3622-1154								SNS相談 （SNS相談） ※自動メッセージ →翌日に返信							
		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	9:00

24時間

緊急時は、電話相談へ

※ SNS相談は、電話による相談に比べ、直接会話をせずに行えることから、相談がしやすいので、有効である。

※時間外の相談があった場合は、相談受理後の相談受付時間内に相談員から相談者へ返信がある。

【※自動メッセージ】22時から翌9時までの対応

「メッセージ、ありがとうございます。相談時間は、平日の午後5時から、午後10時までです。今もらった相談は、次の平日午後5時から8時の間に返信します。緊急の場合は、「SOS」から、墨田区の相談窓口へ電話をしてください。」

※「相談窓口」とは、上記「夜間いじめ相談窓口」を指します。

※「SOS」は、SNS相談アプリ内にある選択メニューです。

学校、家庭、地域が協働して いじめから子供たちを守るために



「いじめ」ってどんなこと？

法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

家庭や地域では何をすればいい

- 保護者が行うこと！**
自分の子供がいじめられているかも？
◎子供の安全と安心を確保することを最優先にしましょう。
◎子供の気持ちに寄り添いながら、解決に向けて学校へ相談し、保護者と学校とが力を合わせましょう。
- 自分の子供がいじめをしているかも？**
◎言葉づかいが荒くなったり、言うことをきかなかったり、人のことをばかにしたりすることはありませんか。
◎買ったおぼえのない物を持っていますか。
◎与えたお金以上のものを持っていたり、おこづかいでは買えないものを持っていたりしませんか。
- 地域で守る！**
◎「どうしたの」、「大丈夫？」この一言で子供は救われることがあります。
◎学校・家庭への連絡が、早期の解決につながります。



墨田区相談窓口一覧は右の二次元コードから確認してください。



リーフレット「いじめから子供たちを守るために」
発行 墨田区教育委員会事務局指導室
電話 5608-6307

発行年月 令和7年4月
所在地 墨田区吾妻橋1-23-20
印刷所 株式会社 コトブキ

墨田区教育委員会事務局 指導室

令和7年4月

いじめを起こさない (未然防止)

家庭では

子供との対話が大切

◎顔を見ながらの対話 気持ちを言葉で表現する
「それは、楽しそうだね」、「ときどきするね」、
「ちょっと悲しいね」、「寂しかったね」など
★子供の言葉に共感してあげましょう。
★子供の話をよく聞き、認め、ほめてあげることが大切です。

子供認めることが大切

◎いのちを大切にする心や他者を思いやる気持ちを育むには、まずは認めることから。

環境や生活リズムの変化に注意

◎進学や進級など環境の変化には特に注意が必要です。
◎休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

地域では

子供への言葉掛けは大きな力

◎地域の人からの言葉掛けは、子供にとって自分の居場所を感じることができる、大きな力となっています。

いじめを見逃さない (早期発見)

家庭では

いじめられているかも？

◎「心配している」というメッセージを伝える。
「元気がないね」、「気がかりなことでもある？」
※「いじめを受けているの？」や「あなたにも悪いところがある」や「そのうちどうにかなるよ」は話しづらくなる要因になります。
◎感情を受け止め、言葉で伝える。
「よく話してくれたね」、「辛かったね」
★あなたの味方であることを伝えましょう。
★学校に相談し、学校と協力することが大切です。

地域では

子供の見守りを

◎登下校や放課後の子供たちの様子を見守ってください。
「仲間はずれにされている・・・」
「ひどい言葉を一人にだけ浴びせている・・・」
◎子供から相談された場合は話を聞き、学校や家庭に連絡してください。
★心配な場合は、学校や家庭に連絡を！

<参考>

いじめのサイン発見シート
(政府広報 | 文部科学省)



いじめ問題に対する、学校での取組

未然防止のために

- 学校いじめ防止基本方針の策定、共通理解
- 学校いじめ対策委員会の設置、開催
- いじめに関する授業の実施(年3回以上)
そのうち、1回は、「いじめ防止授業地域公開講座」として実施
- いじめに関する校内研修(年3回以上)
- 保護者会等で保護者プログラムの実施
- 情報モラル指導モデルカリキュラムやGIGAワークブックとうきょうを活用した授業の年3回実施や情報リテラシー教育の推進(SNS学校ルールの指導)
- 児童・生徒による自主的な活動(児童会活動・生徒会活動)



早期発見のために

- 「いじめ」の定義に対する共通理解
- 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- 学級担任等による子供への声掛け、日常生活の観察
- WEB健康観察システム「シャボテンログ」により児童・生徒の自己調整力向上
- 学級担任による定期的な個人面談の実施・保護者会等を活用した情報の収集
- 毎月10日は「すみだ いじめ防止の日」として、いじめ問題について考える時間を確保
- いじめ問題発見のためのアンケート調査の実施(年3回以上)
- スクールカウンセラーによる全員面接の実施(小学5年、中学1年対象)

早期対応・早期解決のために

- 学校いじめ対策委員会で対応方針等を決め、組織で対応
- 被害の子供の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
- 加害・被害の子供以外も対象とした指導により再発を防止
- 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
- 対応記録のファイリング
- 一定期間の指導、観察を経てのいじめ問題の解消の確認



「学校いじめ対策委員会」とは？

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成されます。
個々のいじめの事案やいじめの疑いのある事案について、現状と対応の進捗状況を確認し、今後の対応策を決定し、校長に報告をします。いじめ問題について、教員個人で対応するのではなく、この委員会を核として、組織的に解決を図っていきます。

いじめは、

「どの学校にも」、「どの学級にも」、「どの子にも」
起こり得るという認識をもち、校長の強いリーダーシップの下、全教職員が一丸となって組織的に対応していきます。